

# UCOM 光 マンション全戸一括タイプ ISP 会員規約

平成 24 年 4 月 1 日版

株式会社 UCOM

## 第1章 総則

### (規約の適用)

- 第1条** UCOM光 マンション全戸一括タイプISP会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社UCOM(以下「当社」といいます。)が提供する本サービスの利用に関し適用されるものとします。
- 2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定の内容が異なる場合は、当該個別規定の内容が適用されるものとします。

### (規約の変更)

- 第2条** 当社は、当社所定の方法により本サービス契約者に通知することで、本規約を変更できるものとします。

### (定義)

- 第3条** 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 本サービス	当社が本サービス契約者に対して提供するインターネット接続サービスであり、マンションの専有部分および賃貸住戸部分ごとに提供するサービス
2 本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
3 本サービス契約者	当社と本サービス契約を締結している者
4 個別規定	本サービスの利用に関して、当社が別途定める規定
5 マンションごとの契約	当社から本サービスの提供を受けるにあたり、「UCOM光 マンション全戸一括タイプ契約約款」に定める契約者が当社との間で締結した建物ごとの個別の契約
6 UCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信回線	本サービスを提供するために、当社が当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号、以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者または事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)として提供する電気通信回線
7 UCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信設備	UCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信回線並びに回線終端装置(メディアコンバータまたはルータ、スイッチングハブでのこと)および本サービスを提供するために当社が設置する電気通信設備の総称
8 自営端末設備	マンションの所有者または区分所有者等が回線終端装置の一端に接続するモジュージャック等の電気通信設備
9 自営電気通信設備	マンションの所有者または区分所有者等が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
10 自営端末設備等	自営端末設備および自営電気通信設備
11 個人情報	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、または個人別につけられた番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によって当該個人を容易に識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含みます。)

## 第2章 サービス

### (本サービスの内容)

- 第4条** 本サービスの内容は、別途定める料金表に規定する通りとします。

### (オプションサービス)

- 第5条** 当社は、本サービス契約者から請求があったときは、第12条(オプションサービスの申し込み)に基づき、別途定める料金表に規定するオプションサービスを提供します。

## 第3章 契約

### (本サービス契約の単位)

- 第6条** 当社は、マンションの専有部分および賃貸住戸部分ごとに1つの本サービス契約を締結します。この場合、本サービス契約者は個人とし、1つの本サービス契約につき1人に限ります。

### (本サービス契約の申し込み)

- 第7条** 本サービス契約の申し込みは、本規約を承諾の上、当社所定の方法により行うものとします。
- 2 本サービス契約の申し込み者(以下「本サービス申し込み者」といいます。)が20歳未満の個人である場合には、本サービス契約の申し込みにあたり法定代理人の同意を要し、法定代理人は、本規約に定める本サービス申し込み者の義務につき、本サービス申し込み者と連帯して保証するものとします。

### (本サービス契約申し込みの承諾)

**第8条** 当社は、本サービス契約の申し込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾し、当該申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により本サービス申し込み者に通知します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

- 2 当社は、次の各号の場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービス申し込み者の名義が個人名義以外のとき。
  - (2) 本サービス契約の申し込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき。
  - (3) 本サービス申し込み者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断したとき。
  - (4) 第28条(本サービス契約者の義務)の規定に違反する恐れがあるとき。
  - (5) 当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または利用を停止されている事が判明した場合。
  - (6) 本サービスの申し込み者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」といいます)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
  - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障を及ぼす恐れがあると当社が判断したとき。
- 3 当社は、前項の規定により、本サービス契約の申し込みを承諾しないときは、本サービス申し込み者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

### (契約事項の変更等)

**第9条** 本サービス契約者は、その氏名または連絡先等に変更があった場合は、そのことを速やかに当社所定の方法により、当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届け出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 当社は、第1項の変更の届出があった場合は、第8条(本サービス契約申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (本サービス契約者が行う本サービス契約の解除)

**第10条** 本サービス契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、1ヶ月前までに当社に当社所定の書面により通知していただきます。なお、記載内容に不備がなく当社に通知があったものについて、本サービス契約は、当該通知の消印の1ヶ月後に解除されるものとします。

- 2 前項の本サービス契約の解除があった場合は、当社は第8条(本サービス契約申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (当社が行う本サービス契約の解除)

**第11条** 当社は、第16条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた本サービス契約者が、当該利用停止が終了したのちに本サービスを利用した際に、利用停止の原因となった事実と同一または類似の事実を行ったときは、その本サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、本サービス契約者が第16条(利用停止)1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、本サービス契約者が第28条(本サービス契約者の義務)に違反する行為を行った場合、特に当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、その本サービス契約を解除することがあります。
- 4 当社は、本サービス契約者に対し、第17条(是正措置)に基づく是正措置を求めた場合において、当該会員が所定の期間内に当該是正措置を講じなかったと当社において認めるときは、何らの催告も要せず、直に、その本サービス契約を解除することがあります。
- 5 当社は、本サービス契約者が以下の事由に該当した場合にその会員契約を解除することができます。
  - (1) 本サービス契約者が、暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。
  - (2) 本サービス契約者自ら、または第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
  - (3) 本サービス契約者自ら、または第三者を利用して、当社に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
  - (4) 本サービス契約者自ら、または第三者を利用して、当社の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
  - (5) 本サービス契約者自ら、または第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を当社に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
- 6 当社は、当社以外の電気通信事業者がUCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信回線の撤去を行わなければならない場合は、そのUCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信回線に係る本サービス契約を解除することがあります。
- 7 当社は、「UCOM光 マンション全戸一括タイプ契約約款」の規定に基づき、UCOM光 マンション全戸一括タイプ契約が解除された場合、本サービス契約を解除することがあります。
- 8 当社は、第6項の規定の他に技術上その他の理由で本サービスを提供することが著しく困難になった場合は、その本サービス契約を解除することがあります。

### (オプションサービスの申し込み)

**第12条** 当社は、本サービス契約者からオプションサービスの申し込みがあったときは、第8条(本サービス契約申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

### (オプションサービスの変更および廃止)

**第13条** 本サービス契約者は、オプションサービスの変更または廃止を行おうとするときは、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

- 2 当社は、前項の通知があったときは、第10条(本サービス契約者が行う本サービス契約の解除)の規定に準じて取り扱います。

## 第4章 設備等

### (本サービス契約者設備等の準備および接続)

- 第14条** 本サービス契約者は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器(以下「契約者設備等」といいます。)の準備、設置、接続、設定および保守その他本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
- 2 本サービス契約者は、自己の費用と責任により、当社または関係官庁等が提供する情報に基づき、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウイルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとします。不正アクセスの防止については、総務省が規定する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年八月十三日法律第二百二十八号)」に準拠して警察庁等が提案している防御措置および予防策等を参考に行うものとします。
  - 3 本サービス契約者は、本サービス契約者の家庭内に青少年(18歳未満の個人をいいます。以下同じとします。)がいる場合は、居住する都道府県の条例に準拠し、青少年の健全な育成を阻害する恐れがある情報を取り除くためのフィルタリング機能(インターネットを利用して得られる情報について、一定の条件により受信の可否を選択する仕組みをいいます。)を使用できる設備またはサービスを準備するものとします。
  - 4 当社は、第1項に規定する契約者設備等の接続を、次の場合を除き承諾します。
    - (1) その接続が本サービスおよびUCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信設備に障害を与えると当社が判断したとき。
    - (2) その接続が本サービスを利用する他の本サービス契約者に迷惑を及ぼすと当社が判断したとき。

## 第5章 利用制限および利用停止

### (利用制限)

- 第15条** 当社は、次の場合には、本サービス契約者による本サービスの利用を制限する事があります。
- (1) UCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
  - (2) 当社が「UCOM光 マンション全戸一括タイプ契約約款」の規定に基づき、本サービス用通信回線の提供を中止した場合。
  - (3) 第28条(本サービス契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めた場合。
  - (4) その他、本サービスのネットワーク設備上一時的な使用制限が必要と判断された場合。
  - (5) 当社が別途定める個別規定に定めがある場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

- 第16条** 当社は、次の場合には、当該本サービス契約者に係る本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払い期日を経過してもなお支払われないとき。
  - (2) 料金その他の債務の決済に使用するクレジットカードまたは本サービス契約者が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
  - (3) 本サービス契約に関して虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
  - (4) 第28条(本サービス契約者の義務)に違反する行為を行ったと当社が認めたとき。
  - (5) 「UCOM光 マンション全戸一括タイプ契約約款」の規定に基づき、UCOM光 マンション全戸一括タイプ契約が解除されたとき。
  - (6) 前各号のほか、本規約および個別規定の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行もしくはUCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを本サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (是正措置)

- 第17条** 当社は、当社において、会員が第28条(本サービス契約者の義務)に違反する行為を行ったと認めたときは、会員に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

## 第6章 料金等

### (料金)

- 第18条** 当社が提供する本サービスの料金は、別途定める料金表に規定するところによります。

### (料金等の支払義務)

- 第19条** 本サービス契約者は、別途定める料金表に規定する料金の支払いを要します。

### (料金の支払方法)

- 第20条** 本サービス契約者は、別途定める料金表の規定に基づく料金を、次の各号に定める方法により支払いを行うものとします。
- (1) 当社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い。
  - (2) その他当社が定める支払い方法。
- 2 前項第2号に定める支払い方法の場合、本サービス契約者は、当社が指定する協力会社の提供するサービスの一部をご利用いただけない場合があります。
  - 3 本サービス契約者は、第18条に定める料金の請求及び回収業務を、当社または当社が料金回収業務を委託する事業者が行うことに同意いた

できます。

#### (債権の譲渡)

- 第21条** 当社は、別途定める料金表に規定する料金その他の債務に係る債権の全部または一部を第三者に譲渡することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合は、あらかじめ当社所定の方法によりその本サービス契約者に対して通知します。

#### (割増金および遅延損害金)

- 第22条** 本サービス契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。
- 2 本サービス契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第7章 保守

#### (保守区分等)

- 第23条** 本物件内の電気通信設備に関する当社の所有区分および保守区分は、別途マンションごとの契約に定めるとおりとします。

#### (障害発生時の対応)

- 第24条** 本サービス契約者は、本サービスにおいて本規約所定のサービスの利用ができなくなったときは、マンションごとの契約に定められた「電気通信設備に関する所有区分および保守区分」に従い、マンション内の電気通信設備を確認し、当該支障の原因が、当社の保守区分である電気通信設備であることが認められた場合には、速やかに当社にその旨連絡します。
- 2 当社は、本サービス契約者から前項の連絡を受けた場合には、遠隔操作等によりマンション内の電気通信設備を試験します。当該試験結果により当社の保守区分である電気通信設備に支障があった場合には速やかに係員を派遣しこれを点検します。
- 3 前項の場合において、当該支障の原因が UCOM 光 マンション全戸一括タイプ用通信設備にあったとき、当社は、無償にてこれを修補します。ただし、その原因が自営端末設備等にあったとき、当社は、本サービス契約者が修理の請求を行った場合に限り有償にてこれに応じます。

## 第8章 損害賠償

#### (料金の減額)

- 第25条** 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その会員の料金減額請求に応じます。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻(本サービス契約者が居住する建物の取り決め等により、本サービスの復旧が24時間以内に実施できない場合は、本サービスの復旧が可能となった時刻)以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として本サービス契約者の料金減額請求に応じます。
- 3 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。
- 4 前3項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、別途定める料金表および個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 前4項の規定に基づき行う賠償は、本サービスの復旧から3ヶ月以内に本サービス契約者からの請求があった場合に限り行います。

#### (免責)

- 第26条** 当社は、本サービスに係る通信品質・通信速度につきましては保証しません。
- 2 当社は、本サービス契約者が本サービスを利用することにより得た情報またはソフトウェア等については、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しません。
- 3 当社は、本サービス契約者が本サービスを利用するにあたりUCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信設備に接続するコンピュータ機器、通信機器の動作、機能、設定等については保証しません。
- 4 当社は、本サービス契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

## 第9章 雑則

#### (本サービス契約者への通知)

- 第27条** 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本サービス契約者に随時必要な事項を通知するものとします。

#### (本サービス契約者の義務)

- 第28条** 本サービス契約者は、次の各号に定める事項を遵守していただきます。

- (1) UCOM光 マンション全戸一括タイプ用通信設備を善良なる管理者の注意義務をもって保管すること。
  - (2) 本サービスの利用にあたって本邦内外の法令等のために反しないこと。
  - (3) 当社が、本サービス契約者に対し付与するユーザIDおよびパスワードについて、善良なる管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに当社に届け出ること。
  - (4) 本サービスの利用とその利用によりなされた全ての行為(本サービス契約者本人による利用および行為とみなされる第三者の利用や行為ならびに本サービス契約者が設定したプライベート機能を利用して、第三者が行う情報の発信を含みます。)とその結果について管理責任を負うこと。
- 2 本サービスの利用にあたって次の行為を行わないこと。
- (1) 当社もしくは他人の知的財産所有権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為または侵害する恐れのある行為(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器またはソフトウェア等を流通させる行為を含みます。)
  - (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
  - (3) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
  - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為。
  - (5) 違法な薬物、銃器、毒物または爆発物等の禁制品の製造、販売または入手に係る情報を送信または表示する行為。
  - (6) 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用し、または犯罪を助長もしくは誘発する恐れのある情報を送信または表示する行為。
  - (7) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文章等を送信または表示する行為またはこれらを収録した媒体を販売もしくはその送信、表示および販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
  - (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)に違反する行為。
  - (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
  - (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年六月十三日法律第八十三号)に違反する行為。
  - (11) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
  - (12) 他人になりすまして本サービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
  - (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
  - (14) 選挙の事前運動および選挙運動(これらに類似する行為を含みます。))もしくは公職選挙法(昭和二十五年四月十五日法律第百号)に抵触する行為。
  - (15) 他人に対し、無断で、広告・宣伝もしくは勧誘等の電子メールまたは他人が嫌悪感を抱くもしくはその恐れのある電子メールを送信する行為。
  - (16) 他人の電子メールの受信を妨害する行為。
  - (17) 連鎖的な電子メールの転送を依頼または依頼に応じて転送する行為。
  - (18) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年四月十七日法律第二十六号)に違反する行為。
  - (19) 他社の設備または当社通信設備(当社が各種インターネットサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。)に無権限でアクセスし、または大量のメール若しくはメッセージ送信等により、その利用若しくは運営に支障を与える行為(与える恐れのある行為を含みます。)
  - (20) 他社の設備または当社通信設備のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
  - (21) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段(フィッシング詐欺およびこれに類する手段を含みます。)により他人の個人情報を取得する行為。
  - (22) 特定商取引に関する法律(昭和三十五年六月四日法律第五十七号)に基づく表示義務を怠り、契約意思の無い操作の結果にも関わらず契約したかのように誤認させる行為。
  - (23) 法令に基づき監督官庁等への届出または許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスを利用する行為。
  - (24) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が行われている契約回線上のウェブサイトあるいは契約回線上のウェブサイト以外のサイトに、直接または間接に、接続させるに至る一切の行為。(例えば、上記の各ウェブサイトにリンクをはる行為。)
  - (25) 上記各号のほか法令(法律、政令などをいいます。)に違反する内容の文字による記述ないし情報を送信または表示する行為。
  - (26) 上記各号に該当する行為であると認定しえなくとも、行為の実質・態様・全体的印象などを当社において総合的に判断した結果、それらの行為に順ずるもの、あるいはそれらの行為に類似するものであると当社が認めた行為。
  - (27) その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- 3 本サービス契約者は、前項の規定に違反し、またはその他理由によりその本サービス用通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  - 4 本サービス契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問い合わせまたはクレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用によりこれらを処理解決するものとします。
  - 5 本サービス契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問またはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用により処理解決するものとします。
  - 6 本サービス契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合(本サービス契約者が、本規約上の義務を履行しないことにより当社もしくは第三者が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用によりその損害を賠償するものとします。

#### (通信の秘密の保護)

**第29条** 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

#### (個人情報等の取り扱い)

**第30条** 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た本サービス契約者の個人情報であつて、氏名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、本サービス契約者が利用するサービスの契約情報を含み、前条に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。)を、本サービスの提供に利用するほか、別途定める「お客様の個人情報の利用目的」(以下「利用目的」といいます。)に記載の範囲で利用します。

2 当社は、利用目的のほか、次の場合に限り、個人情報等を第三者に開示および提供いたします。ただし、本サービス契約者が個人情報等の第三者への提供を拒否する場合は、当社に申し出ることによりこれを停止することができます。

- (1) 当該第三者と当社所定の守秘義務契約を締結し、書面(電子的なものを含む)により提供するとき。
- (2) 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)および株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)第16条第3号第4号の定めに基づき、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者からの要請に応じるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第百三十一号)その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成十三年十一月三十日法律第百三十七号)第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。

#### (合意管轄)

**第31条** 当社は、本サービス契約者と当社との間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (閲覧)

**第32条** 本規約において、当社が別に定めることとしている事項(個別規定を含みます。)については、当社は閲覧に供します。

#### 附則

(実施期日)

1 本規約は、平成20年9月30日から実施します。

#### 附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年7月19日から実施します。

(サービスの新規/追加申込み受付終了について)

2 平成22年7月19日に「ダイヤルアップID」サービスの新規申込み受付および追加申込み受付を終了しました。

#### 附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年8月31日から実施します。

(サービスの終了について)

2 平成22年8月31日に「ダイヤルアップID」サービスを終了しました。これに伴い料金表を変更しました。

#### 附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(コーポレートロゴ変更)

2 平成22年9月1日よりコーポレートロゴを変更しました。

(ブランド名称変更について)

3 平成22年9月1日より「GyaO 光マンション全戸一括タイプ」は「Qit 光 マンション全戸一括タイプ」へブランド名称の変更を行いました。これに伴い、本規約中の本サービス名称を変更しました。

(「Qit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約申し込みの承諾

4 第8条(当社が行うQit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約申し込みの承諾)2項(7)号へ反社会的勢力に関する文言を追加しました。

(Qit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約が行うのQit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約の解除)

5 第10条(Qit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約が行うのQit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約の解除)1項へ解約消印日についての文言を追加しました。

(当社が行うQit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約の解除)

- 6 第11条(当社が行うQit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約の解除)1項の文言を変更しました。
- 7 第11条(当社が行うQit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約の解除)へ4項および5項の文言を追加しました。  
(利用制限)
- 8 第15条(利用制限)へ2項の文言を追加しました。  
(条文追加)
- 9 第17条(是正措置)に関する条文を追加しました。  
(免責)
- 10 第26条(免責)1項の文言を変更しました。  
(Qit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約者の義務)
- 11 第28条(Qit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約者の義務)へ(24)・(25)・(26)の文言を追加しました。
- 12 第28条(Qit 光 マンション全戸一括タイプISP会員契約者の義務)へ3項の文言を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。  
(事業一部譲受けについて)
- 2 平成23年9月1日より株式会社U'sISPサービスから株式会社UCOMへ、個人向けISP(インターネットサービスプロバイダー)事業、個人向けインターネット接続サービス事業およびこれらに関連する個人向けサービスに付帯する IP電話等のオプションサービス事業が譲受されました。それに伴い、「Qit 光 マンション全戸一括タイプ」から「UCOM光 マンション全戸一括タイプ」へブランド名称の変更及び関連する文言を変更しました。  
(反社会的勢力に関する文言)
- 3 第8条(本サービス契約申し込みの承諾)第2項(7)号の文言を変更しました。
- 4 第11条(当社が行う本サービス契約の解除)第5項の文言を追加しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月15日から実施します。  
(利用制限)
- 2 第16条(利用停止)に関する条文を追加しました。  
(料金の計算方法)
- 3 料金表第2項の文言を変更しました。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。  
(定義)
- 2 第3条(定義)第1項、2項、3項、5項の文言を変更しました。  
(利用制限)
- 3 第15条(利用制限)第1項3号の条項を追加しました。

(UCOM光 マンション全戸一括タイプISP会員規約料金表)

(本サービスの内容)

- 4 第6項2号の条文を変更しました。  
(オプションサービス)
- (メールパック)
- 5 第7項3号の条文を変更しました。  
(電子メール容量追加)
- 6 備考の条文を変更しました。